

消費税増税問題

今年4月から8%実施
来年10月に10%への引き上げを
今年中にも決定めざす

消費税は、国民の猛反対の中この4月から8%へと強行されました。また、安倍首相は、来年10月に10%への引き上げを今年中にも決定したいと目論んでいます。

8%への増税で、国民の負担は8兆円、社会保障の改悪分も含めると10兆円にのぼります。97年の3%から5%に上がった時は9兆円で



したから、過去最大の国民負担となります。

こうした時村は、これをきっかけに、今年度秋頃までに、公共施設の使用料など公共料金の見直しを行うと言います。長年据え置いてきたからと言いますが、これでは国の悪政から住民を守る立場ではありません。また、4月から直接8%に増税されるのが、1つは水道料金で予算では、5%時と比べて19,361,000円の負担増です。2つは下水道使用料と加入分担金で、使用料は12,728,200円の増、3つが病院の診断書や室料差額等で535万円の負担増になります。3月議会に示されたこうした予算に、党村議団は当然反対しました。

国は、8%への増税の代わりに、非課税世帯と子ども手当受給世帯（子ども1人につき1万円）に1回1万円ぽっきりの臨時給付金を出すことにしています。これを受け村は、庁舎2階の以前の自治推進課のスペースに、申請窓口を設けました。6月から申請受け付けですが、事前に該当者には案内が発送されます。



加えて村は、かつてからの計画として、この4月からの国保税をまた引き上げました。1回目の時よりは低率とのことですが消費税の大幅増税の年度と同時の引き上げは、村民生活を圧迫へと追いやるだけです。国保の広域化（茨城県国保）問題は、平成29年度頃には実施かといよいよ具体的になってきているようです。しかし、国保の目的や地方自治体の役割等からも広域化は絶対避けるべきです。

議会原子力問題調査特別委員会で説明しない



納得いかない！

原電＝申請準備内容の説明はあくまで適合性審査申請後に、
議会説明は県議会がまず最初

4月30日（水）午後1時30分招集の議会原特委で、原電は適合性審査申請内容の説明を行うことになっていました。しかし、①申請がまだ済んでいないこと、②説明は県議会を先に行うことを理由に、30日開会の村議会原特委には説明をしないことを委員長に申し出てきました。委員長によれば、原電は、「5月23日開催の県議会当該委員会に、申請後の説明を行う予定としているので、村議会への説明は23日以降になる」と説明したそうです。4月17日の首長懇が申請容認先送りの理由の一つとして、議会や住民にきちんと説明をすることをあげましたが、この件の原電の対応は、説明はあくまで申請後であり、情報提供は、自社ホームページに申請内容概要版を掲示し、新聞折込みで、大変抽象的な説明用紙を1枚、新聞購読の各戸に届けた、このことに留めるようです。私は、首長懇が要求したのは、「申請前に住民や議会に説明し、理解を得ること」であったと認識していますが、確認と原電への要求が急がれます。